

闇から声をあげた被災ゆうメイト

ゆうメイト～この表現はNさん本人にしっくりいくものではない。局在職中はゆうメイトとは言われなかった。「非常勤」にも抵抗感がある。ずっと「深夜勤」「深夜勤さん」と言われていた。現在の郵政の中では一般的に使われるようになったので、便宜使用する。

異常山積み的小包で負傷

Nさんは1955年生、男性（現50才）。新聞折込みチラシでA局の募集を知った。「深夜 郵便の仕分け」（ゆうメイトとは書いていなかった）1997年11月A局で郵便課長と面談、採用される。深夜勤8時間拘束の7時間勤務が始まった。

大型・小型・ゆうパック・国際小包の処理、区分機を使いこなし、特殊作業も行ってた。川崎新局（川崎港局：1999年1月11日開局）がスタートしてからゆうパック等の扱いが目立って雑になってきた。パレット台車にパレット12個積みのはずが16個積んでくる。あるいは中断の中敷をはずして下から小包を山積み、重い物が上に載って、下の物がつぶれていたりした。危険でもあるのでメモ用紙に状態を絵で書いて上席課代の机に置き問題を示したこともあったが、返答は無く事態は変わらなかった。結局この異常な山積みの犠牲にNさん自身がなってしまった。

2000年9月20日午前4時頃、「4時便」到着、まとめ役（深夜勤のリーダー的存在）から指示を受けて台車に向かった。台車の中は、中段中敷を無くして下から山積み、上に重いものがあり不安定だった。そっと扉をあけてフックに止めブツを押し返していたが、上が荷崩れ、国際小包が落ちてきた。角の中から鋭利なものが出ているような状態で、右手首を8cmほど切った。小包は落ちてしまった。傷は深く（後にわかるが）神経まで達していた。血が床に落ちた。

止血しながら様子を見ていた。5時ごろ郵便課職員に言ったが手当てはなかった。通常の開院時間に病院に行った。切り傷ということで皮膚科にかかり、テープで止め、痛み止め等が渡された。4～5日後に通院し「ジーンとしている」と言ったところすぐに整形外科に回された。ジーンというのはちょうど正座を続けしびれ始めたときのような感じだった。当時の診断は「右正中神経障害・右手根部症候群」

右手の薬指の縦半分から親指までの感覚が無くなっていた。

被災者を闇に葬るA郵便局

被災当日は深夜勤の正職員に口述で報告した。その後総務課職員から事故の状況を聞かれた。怪我をしたことに対して「お大事に」などのねぎらいの言葉は一切無かった。休業補償等についての詳しい説明も一切無かった。この後2001年1月11日付「公務災害

補償通知書」を受け取るまでなんの音沙汰も無かった。その後、来局したある日、書類のやり取りをしていたら、職員から「休んでいて金もらっていいね」と言われた。

この後の休業補償（賃金）についても3ヶ月おき程の手続きだが求めなければ連絡が無く遅れがちだった。療養補償（治療代）はされていたが、一度診断書代を払ったことがある。受け取っていた休業補償の額は一日あたり

$5047円 \times 0.6 = 3028円 + 休業援護金 20\% = 3,633円$

被災直前の2000年6月に父の具合が悪くなり、40日間看病で休みがちだった。そのため（ゆうメイトは月給ではないので）休業補償のベースとなる平均給与が低くなった。

2003年5月10日 症状固定になった。局に行った。「こうなったが働けるところありますか？」の求めに対し上席課代の返答は「ないんだよね」の一言だった。

「あ～困った」と思った。この先補償も打ち切られ、療養費も負担しなければならないと思ひ、生活のことを考えると真つ暗な気持ちになった。

2003年6月、給料の締めのための印を求めに課長が来宅した。つづく7月上旬、再び課長が来宅して「私が言ったことにしないでください。私が耳にしたのですが、やめていただく方向で動いている」

そして、2003年7月31日、退職手続きをとらされた。その際、総務課U総務主任が（離職票に）「自己都合と書きなさい」、Nさん「納得いかない」、U「じゃあこれは渡さない」と離職票を取り上げられた。離職票は必要であったので、やむなく慣れない左手で「自己都合」と書いた。そのとき総務課長がそばに寄り「左利きな」と言った。郵便課長がとれない局長室に行ったが「こうなって仕事が出来なくなり・・・」と言い始めたら局長が「お客さんが来ているので」と止められた。そのまま退席した。

2003年9月5日治癒認定通知書が出された「平成13年1月11日公務災害と認定した災害は平成15年5月10日治癒したものと認めて通知する。療養補償・休業補償は、当日分をもって終了する」

通常、被災後1年6ヶ月程度たつと、後遺障害がある場合も症状固定として治癒証明は出される。しかしNさんは公務災害の後遺障害認定を受けることなく補償を打ち切られた上に退職させられたのだ。

声をあげたNさん

社会保険の身体障害3級にはなったものの、公務災害適用の障害認定は決まらずA局からは何の連絡もない状態が続き、Nさんは局が災害補償審査をあげる（郵政本社）災害補償事務センターに電話した。電話で対応してくれた人は審査について「ごめんなさい。何もしていませんでした」と謝ったが、その後も一向に認定結果は出なかった。

2004年8月か9月、主治医の書状を求められた。なんでいまさらと思ったが主治医は引き受けてくれ、出した。それでも連絡はなく、災害補償センターのO氏に「こちらか

ら出向いてもいい」と言ったこともあるがその後も何の進展もなかった。らちがあかないので人事院にも電話した。「郵政で決めない限り人事院は動けない。早く出させてくれ」とのことだった。

行政の相談機関にも行ったが「あっそう」と聞くだけ。労基署は「民間じゃないので手は出せないよ」と言われた。

2005年11月24日、神奈川県川崎市議員（多摩区選出）齊藤議員の紹介で、JMIU（全日本金属情報機器労働組合、全労連）川崎支部の山下さんと面談した。同12月3日組合加入。

2006年1月31日川崎支部今野書記長、山下さんがA局U総務主任に面会、組合加入を示し、後遺障害の措置促進を求め公務災害の経過について質問。UはNさん本人の給付催促については「上にあげている」、今日の催促についても「災害補償事務センターにあげる」「文書質問には文書で答える」とした。

同2月21日A局K副局長は「本人のみと会う」として支部との面談を拒否、他にも複数の管理者がガードしていたが、同4月28日にはA局でNさん、川崎支部と局側との面談が行なわれた。しかし、解決には至っていない。

何が問題なのか

①公務災害後遺障害の認定→等級決定→給付の手続きが放置され、現在まで結果が出ていないこと。本来は社会保険の障害認定+公務災害障害認定でなければならない。

②症状固定直後に局側が動き、退職させられたこと。通常、労災は、療養補償があり、休業補償があり、症状固定（治癒証明）で後遺障害認定がなされ、その後の給付が決まり、そこから3年たって退職が認められる。そして退職の際には退職金の上乗せがあるのが通例。

③治癒証明の日まで受給していた休業補償の日額が異常に低い。計算のベースとなる平均給与に深夜勤手当が入っていないのではないのか。対象期間の有給休暇取得日のカウントも当然欠けているのではないのか。

A局では、Nさんが初めて指摘をしたことによって、深夜勤ゆうメイトが有給休暇を取れるようになった。また、めずらしく早く早朝4：30頃に作業が終わったある日、上司から「もう仕事無いからあがってくれ」と言われたが「一勤務は一勤務のはず」と反論して当日の深夜勤全員が時間まで残ったこともあった。

最低の当然の権利をきちっと主張できるNさん、A局はそれをどう見ていたのか？

Nさんの現在・・・心境・・・これから

A局退職後、TH社に約9ヶ月働いていた。その後KM社に正社員で入社した。当初は車両輸送やお客対応も仕事だったが徐々にはずされ洗車の仕事のみとなった。右手がほぼ使えないので左手に過度な負担がかかり左肩が炎症、服用限度いっぱい痛み止め薬を飲み仕事してきた。ために、胃がやられ下痢が止まらなくなる。逆流性食道炎になった。今はドクターストップで病欠している。整形外科と麻酔科に通院中。手から肩まで万力でしめられるような痛みと苦しみがある。常にはジーンとしている。線香花火が手に乗っている感じ。一人で老父の面倒を見ている。

「右手が不自由になったことで、生活やあらゆる面で不自由を感じ、こんなことになった原因のA局のあまりにも不誠実な対応に怒りさえ感じている」

「個人で悩み、泣き寝入りしている人が山といるだろう。勇気を持つこと。いろいろな所で相手にされなかったが、ここに（JM IU川崎支部に）たどり着いた。他人に判断されることの重要性に気がついた」

「局では一生懸命やっている人、あいつに聞けばなんでもわかる、というような人が使い捨てにされていた。評価されない、そういう人に目を向けてもらいたい。人を大切にしたい。それが皆無だった」

「もう失うものはなにも無いので、突破口になれば、生きがいとなる」

郵政公社は即刻Nさんに謝罪し、JM IU川崎支部の要求に応じろ！

全国のみなさん、同様の事件が他にもあるはずだ。川崎支部組合員山下さんは「公務員と思っていたが、これは民間以下の扱いだ」と憤慨している。被災ゆうメイトへの不法不当な扱いを許さない闘いを始めよう！連携しよう！

(郵政労働者ユニオン争議法対部)